

豊明市社宅整備支援補助金交付制度

豊明市は、本市内に従業員の居住を目的とした住居を、新たに賃貸契約又は建築若しくは売買により取得した事業者に対して、その費用の一部を助成します。

1 補助限度額

補助対象額 1戸あたり10万円を上限

(1事業者で1年度 最大10戸まで) 予算額に達した時点で終了

2 補助対象の要件

補助対象者

- ① 法人格を有する団体であること。
ただし、国及び地方公共団体、その関係機関は除く。
- ② 国税及び事業所等が所在する自治体において納付すべき地方税を滞納していないこと。
- ③ 市の他の補助金の交付を受けていないこと。

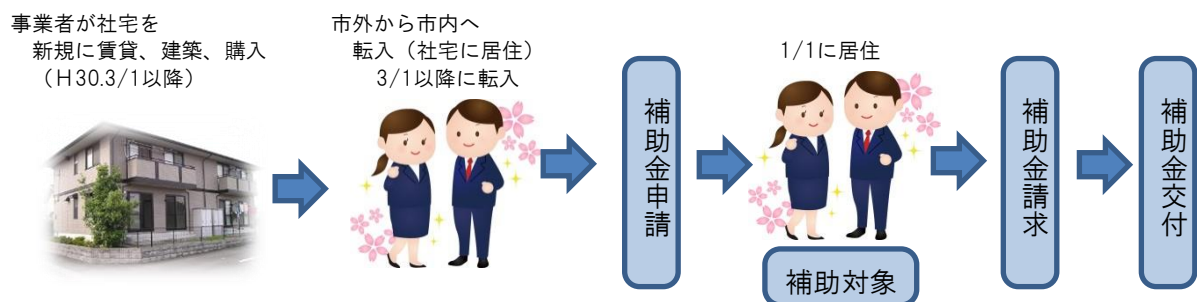
補助金対象社宅

- ① 補助対象社宅は、補助対象者が補助対象期間内において新たに賃貸若しくは取得した物件であること。
ただし、当該月の初日以外の日から所有若しくは賃借した場合は、当該月の翌月初日から所有若しくは賃借したものとする。
- ② 補助対象社宅に市外から転入した従業員が、当該社宅に住民登録した後、最初に到来する1月1日に居住していること。

補助対象経費

- ① 社宅を賃借する場合
社宅の賃借に要する家賃、共益費
- ② 社宅を取得する場合
取得に要する費用(土地及び減価償却資産に要する費用、租税公課は除く。)

申請の流れ



※1, 2, 3月に居住した場合は翌年度にご申請ください。